

事務連絡
平成21年10月22日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課 殿

消費者庁消費者情報課

株式会社ハーキュリーズグループ関係者による
未承認医療機器(バイオラバー製品)販売について

標記については、平成14年4月以降これまで、関連するとみられる情報がパイオネットに43件登録されてきました。また、昨日(21日)、消費者安全法第12条第2項に基づき、警察庁から、消費者事故等としての通知があったところです。

これを受けて、消費者庁としては、消費者被害の発生又は拡大の防止に資するため、下記の情報を提供することとしました。

貴課においては、本情報を消費者相談等の業務に活用するとともに、貴都道府県下の市町村消費者行政担当課への周知をお願いいたします。

記

1. 本件は、山本化学工業株式会社製造に係る「バイオラバー」の販売を行っていた株式会社ハーキュリーズグループの説明会講師と販売店関係者が、その販売に際し、ガン抑制の効果がある旨効能・効果を標ぼうするなどして、薬事法上の承認を受けていない医療機器を販売していたとされる事案である。
2. 株式会社ハーキュリーズグループには、バイオラバー製品の医学的な効能・効果を標ぼうした説明をする講師が、他にも存在するとの情報があることから、今後も同種事案が発生する可能性も考えられる。

問い合わせ先
消費者庁消費者情報課
廣瀬、松田
電話03-3507-9177